

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の 公告	(経済・地域商業課)	36
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	39
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	42
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	44
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	46
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	48
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	50

名古屋市告示第 479号

ささしまライブ24土地区画整理審議会委員の選挙人名簿の縦覧

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第 1項の規定により、
名古屋都市計画事業ささしまライブ24土地区画整理審議会委員の選挙人名簿を
次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和 2年 8月11日

名古屋市長 河 村 たかし

1 縦覧の期間

令和 2年 8月12日から同月25日まで

2 縦覧の時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

3 縦覧の場所

名古屋市中村区太閤一丁目19番 7号

名古屋市ささしまライブ24総合整備事務所

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部

ささしまライブ24総合整備事務所

名古屋市告示第 480 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和 2 年 8 月 12 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 定期検査を行う区域

南区、名東区及び天白区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

(1) 南区

検 査 日	検 査 場 所
10月29日（木）	道徳小学校（正門：体育館下）

(2) 名東区

検 査 日	検 査 場 所
10月15日（木）	猪高小学校（東正門：体育館前）

(3) 天白区

検 査 日	検 査 場 所
10月13日（火）	天白生涯学習センター（玄関前）
10月26日（月）	天白生涯学習センター（玄関前）
10月27日（火）	植田南小学校（北通用門：特別活動室）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第2項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市告示第 481 号

建築協定書の縦覧

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定により、建築協定書の提出がありましたので、同法第71条の規定により告示するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。また、同法第72条第1項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

令和2年8月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 建築協定の名称

東井の元町建築協定

2 建築協定区域

名古屋市瑞穂区井の元町133番 外

3 縦覧期間

令和2年8月13日から同年9月9日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

5 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

6 意見の聴取会における聴取事項

東井の元町建築協定について

7 意見の聴取会の開催日時

令和2年9月10(木) 午後3時30分

8 意見の聴取会の開催場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所西12E会議室(名古屋市役所西庁舎12階)

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第482号

建築協定書の縦覧

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定により、建築協定書の提出がありましたので、同法第71条の規定により告示するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。また、同法第72条第1項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

令和2年8月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 建築協定の名称

極楽三丁目地区建築協定

2 建築協定区域

名古屋市名東区極楽三丁目228番1 外

3 縦覧期間

令和2年8月13日から同年9月9日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

5 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

6 意見の聴取会における聴取事項

極楽三丁目地区建築協定について

7 意見の聴取会の開催日時

令和2年9月10日（木） 午後2時00分

8 意見の聴取会の開催場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所西12E会議室（名古屋市役所西庁舎12階）

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第483号

環境影響評価書について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第23条の規定に基づき、事業者から名古屋市南陽工場設備更新事業に係る環境影響評価書（以下「評価書」という。）の提出がありましたので、同条例第24条の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この評価書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和2年8月13日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名古屋市
名古屋市長 河村たかし
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
- 2 対象事業の名称及び種類
名古屋市南陽工場設備更新事業
廃棄物処理施設の建設
- 3 対象事業の実施予定地
名古屋市港区藤前二丁目101番地
- 4 評価書の提出年月日
令和2年8月5日（水）
- 5 評価書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）
（名古屋市役所東庁舎5階）

- イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号
港区役所
- ウ 名古屋市港区春田野三丁目1801番地
港区役所南陽支所（以下「南陽支所」という。）
- エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号
名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）
（伏見ライフプラザ13階）
- オ 名古屋市港区野跡四丁目11番地2号
名古屋市野鳥観察館（以下「野鳥観察館」という。）
（稲永公園内）

(2) 縦覧期間

令和2年8月13日（木）から同年9月11日（金）まで。ただし、地域環境対策課、港区役所及び南陽支所にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあつては月曜日を、野鳥観察館にあつては月曜日及び8月19日（水）を除きます。

(3) 縦覧時間

- ア 地域環境対策課、港区役所及び南陽支所
午前8時45分から午後5時15分まで
- イ 環境学習センター
午前9時30分から午後5時00分まで
- ウ 野鳥観察館
午前9時00分から午後4時30分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 484号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和 2年 8月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
大橋クリニック	名古屋市千種区内山三丁目25番 6号	令和 2年 4月 1日
くろかわ内科・健 診クリニック	名古屋市北区元志賀町 1丁目 4番地 の 1	令和 2年 6月 1日
さくらメディカル クリニック	名古屋市中区栄三丁目 6番20号	令和 2年 6月 1日
プリズムベルクリ ニック	名古屋市緑区水広二丁目 118番地	令和 2年 7月 1日
さくら医院	名古屋市緑区鳴子町 3丁目49番地の 23	令和 2年 6月17日

2 歯科

医療機関名	所在地	指定年月日
さくら医院	名古屋市緑区鳴子町 3丁目49番地の 23	令和 2年 6月 1日

3 薬局

医療機関名	所在地	指定年月日
ビー・アンド・デー調剤薬局又穂店	名古屋市西区又穂町 1丁目76番地	令和 2年 6月 1日
キリン' S 薬局元宮店	名古屋市昭和区元宮町 4丁目39番地の 4	令和 2年 7月 1日
ひなげし薬局	名古屋市中川区高杉町34番地	令和 2年 6月 1日
タンポポ調剤薬局	名古屋市中川区戸田明正二丁目 301 番地	令和 2年 6月 1日
なのはな薬局	名古屋市中川区横井二丁目 1番地	令和 2年 6月 1日
ロータスファーマシーポート店	名古屋市港区新茶屋一丁目1313番地の 2	令和 2年 5月29日
みどり調剤薬局福田店	名古屋市港区福田二丁目1013番地	令和 2年 6月 1日
みどり調剤薬局七番町三丁目店	名古屋市港区七番町 3丁目 1番地	令和 2年 6月 1日
たんぽぽ薬局南生協病院店	名古屋市緑区南大高二丁目 204番地	令和 2年 7月 1日

スギ薬局猪高台店	名古屋市名東区猪高台一丁目 921番地	令和 2年 7月 1日
ひばりお届け薬局	名古屋市天白区高坂町87番地の 1	令和 2年 6月 1日
だいたい薬局原駅前	名古屋市天白区原一丁目2001番地	令和 2年 7月 1日
バニラ薬局在宅調剤センター	名古屋市天白区焼山二丁目 205番地	令和 2年 7月 1日

4 訪問看護

医療機関名	所在地	指定年月日
ナースクール千種	名古屋市千種区上野一丁目 2番 7号	令和 2年 6月 1日
アクア緑訪問看護	名古屋市緑区大高町字寅新田 150番地の 3	令和 2年 5月 1日
にじいろ訪問看護 リハステーション (小児・精神・認知症)	名古屋市名東区山の手一丁目 801番地	令和 2年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 485号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 2年 8月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	久屋クリニック	
所 在 地	旧	名古屋市中区錦三丁目 5番31号
	新	名古屋市中区錦三丁目 5番28号
変 更 年 月 日	令和 2年 6月 1日	

医 療 機 関 名	旧	医療法人たすく会中野循環器内科
	新	医療法人たすく会中野循環器内科&えがおこどもクリニック
所 在 地	名古屋市長区相原郷一丁目1901番地	
変 更 年 月 日	令和 2年 5月 1日	

医 療 機 関 名	旧	ひろせクリニック
-----------	---	----------

	新	ひろせ内科脳神経クリニック
所在地		名古屋市天白区島田三丁目 602番地
変更年月日		令和 2年 5月 1日

2 歯科

医療機関名		医療法人晃明会藤井歯科医院畑江分院
所在地	旧	名古屋市中村区畑江通 3丁目18番地
	新	名古屋市中村区畑江通 9丁目24番地の 1
変更年月日		令和 2年 6月26日

3 薬局

医療機関名	旧	たけぐち薬局荒子観音店
	新	てるてる薬局荒子観音店
所在地		名古屋市中川区荒子町字大門東58番地
変更年月日		令和 2年 3月 1日

4 訪問看護

医療機関名	旧	南医療生活協同組合みなみ訪問看護ステーション
	新	南医療生活協同組合訪問看護ステーションみなみ
所在地	旧	名古屋市南区鳴浜町 5丁目10番地
	新	名古屋市南区三吉町 6丁目25番地
変更年月日		令和 2年 7月 1日

医療機関名		大同訪問看護ステーション
所在地	旧	名古屋市南区白水町 9番地
	新	名古屋市南区白水町 8番地
変更年月日		令和 2年 4月 1日

医 療 機 関 名	訪問看護ステーショントップウェル	
所 在 地	旧	名古屋市緑区諸の木一丁目 808番地
	新	名古屋市緑区諸の木一丁目 701番地
変 更 年 月 日	令和 2年 6月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 486号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 2年 8月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	廃止年月日
石井診療所	名古屋市千種区天満通 1丁目11番地	令和 2年 7月 1日
大橋クリニック	名古屋市千種区内山三丁目25番 6号	令和 2年 4月 1日
医療法人泰誠会岡本クリニック	名古屋市中村区名駅三丁目16番22号	令和 2年 7月 1日
医療法人もりた整形外科	名古屋市中区大須四丁目10番40号	令和 2年 5月 1日
浅野内科	名古屋市中区栄三丁目 6番20号	令和 2年 6月 1日

えとうりウマチ整形外科	名古屋市中区新栄町 1丁目 3番地	令和 2年 5月18日
-------------	-------------------	-------------

2 歯科

医療機関名	所在地	廃止年月日
I Mデンタルクリニック	名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号	令和 2年 5月 1日

3 薬局

医療機関名	所在地	廃止年月日
有限会社ダイヤビル調剤薬局	名古屋市中村区名駅三丁目16番22号	令和 2年 7月 1日
ひなげし薬局	名古屋市中川区高杉町34番地	令和 2年 6月 1日
タンポポ調剤薬局	名古屋市中川区戸田明正二丁目 301番地	令和 2年 6月 1日
なのはな薬局	名古屋市中川区横井二丁目 1番地	令和 2年 6月 1日
みどり調剤薬局七番町 3丁目店	名古屋市港区七番町 3丁目 1番地	令和 2年 5月31日
みどり調剤薬局福田店	名古屋市港区福田二丁目1013番地	令和 2年 5月31日
すずめ調剤薬局	名古屋市緑区桶狭間神明1533番地	令和 2年 7月 1日
寺尾調剤薬局	名古屋市名東区引山四丁目 423番地	令和 2年 5月 1日

4 訪問看護

医療機関名	所在地	廃止年月日
訪問看護ステーションほしざき	名古屋市南区星崎一丁目 123番地	令和 2年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 487号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 8月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション心結	名古屋市守山区東山町16番20号	令和 2年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 488号

生活保護法による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 2年 8月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
渡辺歯科医院	名古屋市中村区松原町 2丁目50番地	令和 2年 5月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 489号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 8月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
さくらリバース治 療院	名古屋市瑞穂区佐渡町 1丁目23番地 の 1	令和 2年 7月 1日
貞 莉 康		
牧鍼灸院	名古屋市緑区滝ノ水四丁目1817番地	令和 2年 6月 2日
牧 裕美		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
さくらリバーズ治 療院	名古屋市瑞穂区佐渡町 1丁目23番地 の 1	令和 2年 7月 1日
貞 莉 康		
さくらリバーズ治 療院	名古屋市瑞穂区佐渡町 1丁目23番地 の 1	令和 2年 7月 1日
西 田 優 作		
さくらリバーズ治 療院	名古屋市瑞穂区佐渡町 1丁目23番地 の 1	令和 2年 7月 1日
小 川 唯		
さくらリバーズ治 療院	名古屋市瑞穂区佐渡町 1丁目23番地 の 1	令和 2年 7月 1日
鈴 木 愛 理		
さくらリバーズ治 療院	名古屋市瑞穂区佐渡町 1丁目23番地 の 1	令和 2年 7月 1日
山 田 栞		
牧 鍼 灸 院	名古屋市緑区滝ノ水四丁目1817番地	令和 2年 6月 2日
牧 裕 美		
さくらリバーズ治 療院	名古屋市瑞穂区佐渡町 1丁目23番地 の 1	令和 2年 7月 1日
井 上 里 英		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 490号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定施術機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 2年 8月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
施 術 者 名		
株式会社東洋医療 グループひかり鍼 灸院	愛知県豊明市間米町鶴根1212- 151	令和 2年 6月 1日
大川 朋宏		

施 術 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
施 術 者 名		

株式会社東洋医療 グループひかり鍼 灸院	愛知県豊明市間米町鶴根1212-151	令和 2年 6月 1日
山崎 直樹		

施 術 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
施 術 者 名		
株式会社東洋医療 グループひかり鍼 灸院	愛知県豊明市間米町鶴根1212-151	令和 2年 6月 1日
仲間 悠		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
施 術 者 名		
株式会社東洋医療 グループひかり鍼 灸院	愛知県豊明市間米町鶴根1212-151	令和 2年 6月 1日
鈴木 敬史		

施 術 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
施 術 者 名		

株式会社東洋医療 グループひかり鍼 灸院	愛知県豊明市間米町鶴根1212-151	令和 2年 6月 1日
大川 朋宏		

施 術 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
施 術 者 名		
株式会社東洋医療 グループひかり鍼 灸院	愛知県豊明市間米町鶴根1212-151	令和 2年 6月 1日
山崎 直樹		

施 術 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
施 術 者 名		
株式会社東洋医療 グループひかり鍼 灸院	愛知県豊明市間米町鶴根1212-151	令和 2年 6月 1日
仲間 悠		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 491号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 2年 8月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
寺西 孝司（出張 専門）	名古屋市北区金城二丁目 4番 4号	令和 2年 6月 1日
寺西 孝司		
株式会社東洋医療 グループひかり鍼 灸院	愛知県豊明市間米町鶴根1212－ 151	令和 2年 6月 1日
福地 ちぎく		
株式会社F i r s t C a r e	名古屋市昭和区塩付通 7丁目55番地	令和 2年 6月 3日
脇本 雅章		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
寺西 孝司 (出張 専門)	名古屋市北区金城二丁目 4番 4号	令和 2年 6月 1日
寺西 孝司		
株式会社東洋医療 グループひかり鍼 灸院	愛知県豊明市間米町鶴根1212- 151	令和 2年 6月 1日
福地 ちぎく		
株式会社F i r s t C a r e	名古屋市昭和区塩付通 7丁目55番地	令和 2年 6月 3日
脇本 雅章		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市教育委員会告示第21号

名古屋市立小学校の通学区域の変更について

名古屋市立中村小学校及び名古屋市立日吉小学校の通学区域の変更について
次のように定め、令和2年9月1日から施行します。

令和2年8月11日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

次の区域を名古屋市立中村小学校の通学区域から除き、名古屋市立日吉小学校の通学区域に加える。

名古屋市中村区名楽町2丁目52番地

名古屋市教育委員会事務局総務部教育環境計画室

名古屋市上下水道局告示第16号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和2年8月17日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

令和2年8月14日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日

令和2年9月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区名	町名	字・丁目	摘要	
中川区	下之一色町	北起古川	一部	中川区中須町 名古屋市上下水道局 打出水処理センター
港区	東茶屋一丁目		〃	〃

3 供用を開始する排水施設の位置

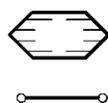
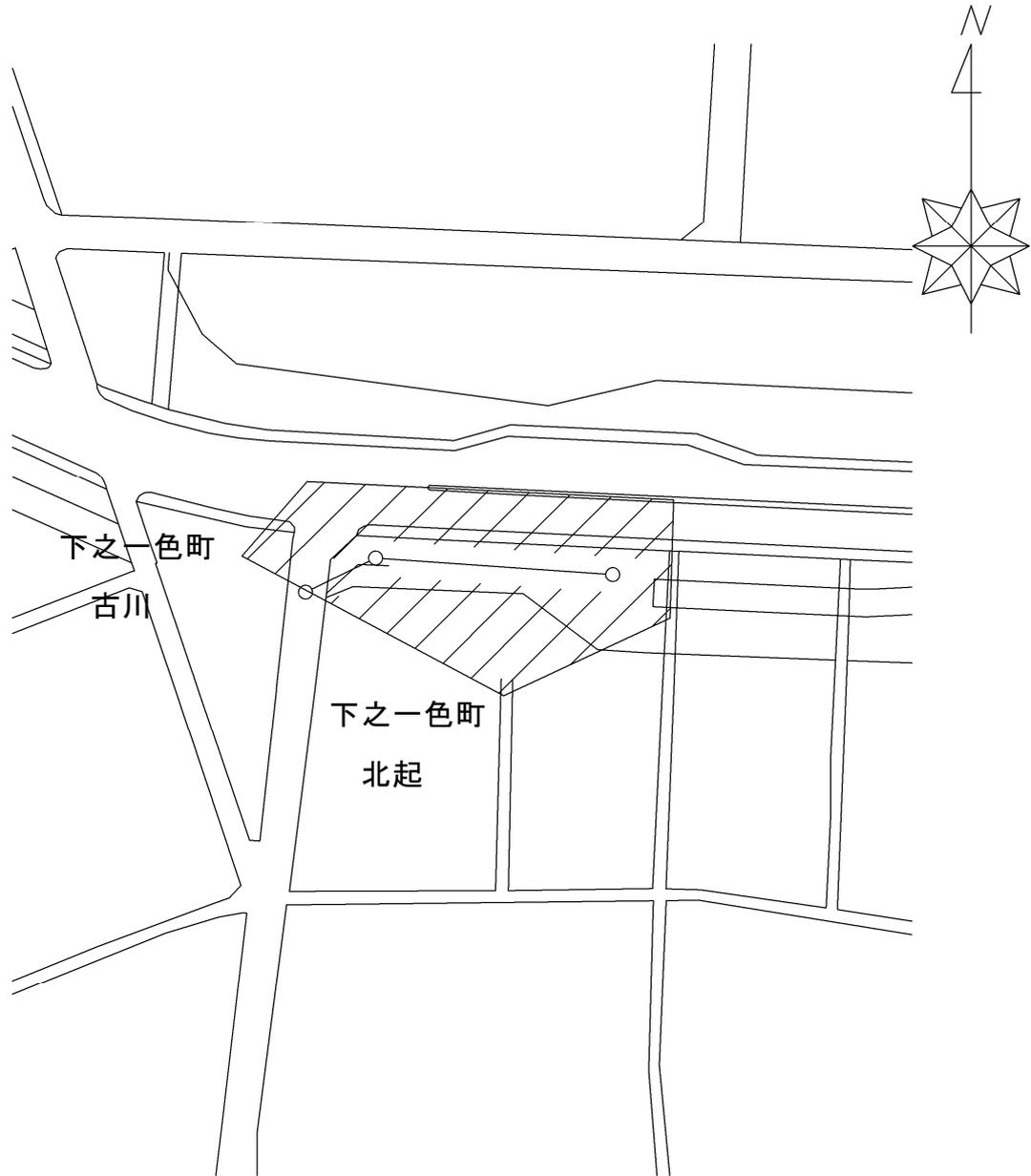
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	中川区
分流式	港区

排水施設の位置図

中川区（合流式）

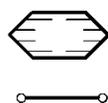
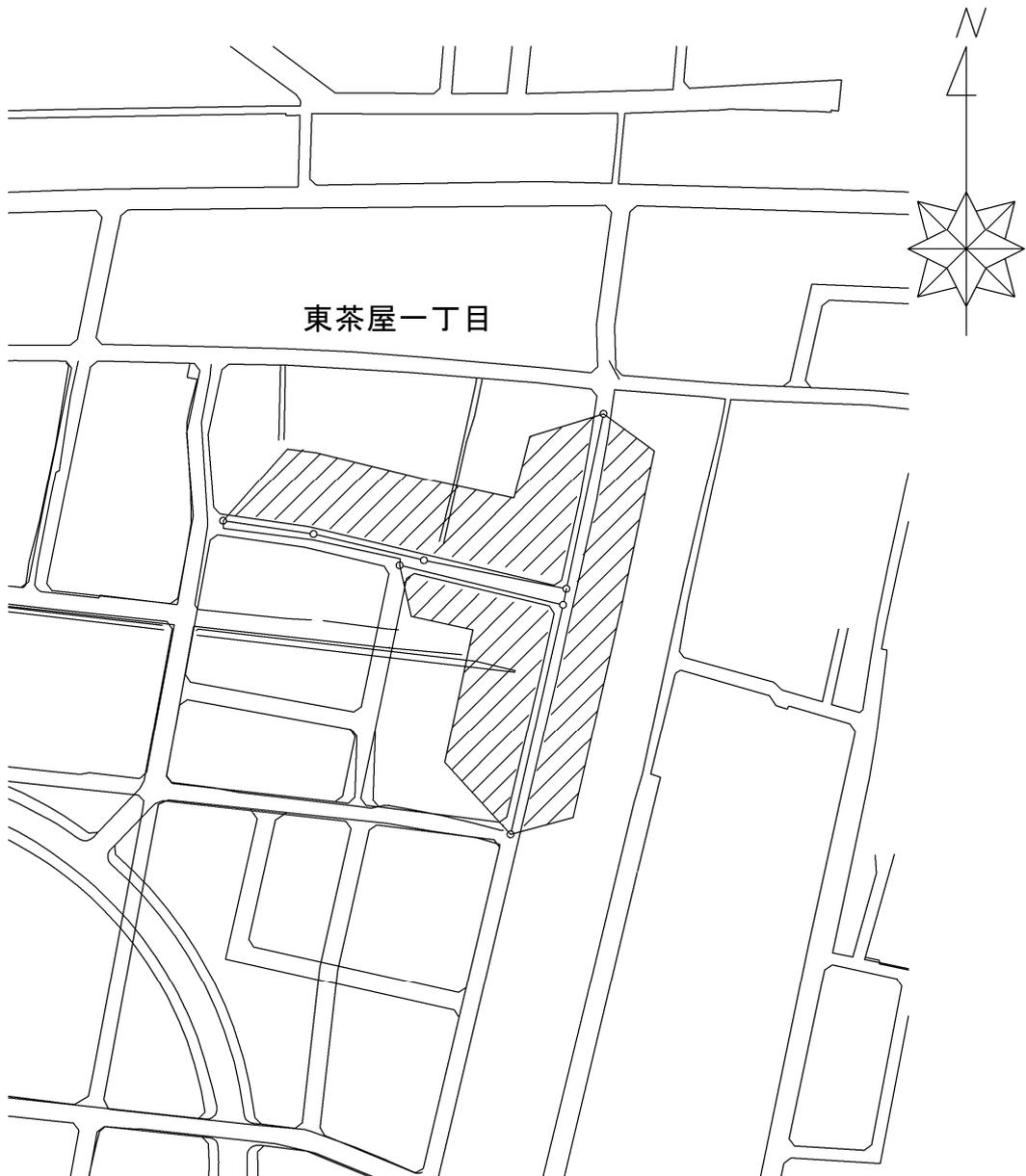


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設的位置図

港区（分流式）



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

名古屋市交通局管理規程第20号

名古屋市交通局公有財産規程（昭和52年名古屋市交通局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

令和2年8月12日

名古屋市交通局長 河野和彦

第27条に次の1項を加える。

- 2 非常変災その他の緊急の事態が発生した場合には、前項の規定にかかわらず特別の措置をとることができる。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年8月11日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリパワー中志段味店

名古屋市中志段味特定土地区画整理組合地区内73街区

2 大規模小売店舗を設置する者及びこの大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(1) 設置者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)コメリ	代表取締役 捧 雄一郎	新潟市南区清水4501番地 1

(2) 小売業者

名 称	代表者の氏名	住 所
(株)コメリ	代表取締役 捧 雄一郎	新潟市南区清水4501番地 1

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和3年4月1日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

9,212平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

602台

(2) 駐輪場の収容台数

90台

(3) 荷さばき施設の面積

72.0平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

31.5立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
㈱コメリ	午前 6時30分	午後 9時30分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
平面駐車場①	午前 6時00分から午後10時00分まで
屋上駐車場②	

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

6箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6時00分から午後10時00分まで

7 届出の日

令和 2年 7月31日

8 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

守山区役所情報コーナー

9 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 8月11日から同年12月11日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 10 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

11 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年12月11日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年8月13日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

服部本山ビルディング

名古屋市千種区末盛通 5丁目12番地

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所	
1	マックスバリュ中部(株)	代表取締役 鈴木 芳知	名古屋市中区錦一丁目18番22号	マックスバリュ東海(株)	代表取締役 神尾 啓治	浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1	令和元年9月1日
2	—	—	—	(株)デリカサイト	代表取締役 堀 富則	岐阜県大垣市加賀野四丁目1番地20	平成27年4月15日
3	—	—	—	(株)ユーベーカーリー	代表取締役 中塚 友妃子	名古屋市千種区松竹町2丁目52番地	平成27年4月5日
4	—	—	—	(株)肆矢花き卸売市場	代表取締役 肆矢 勉	名古屋市中区松原二丁目7番8号	平成27年6月20日

5	—	—	—	スギホール ディングス 株	代表取締役 杉浦 広一	愛知県大府 市新根町 江62番地の 1	令和 2年 4月 2日
---	---	---	---	---------------------	----------------	------------------------------	----------------------

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1の小売業者については、合併に伴う名称及び住所並びに代表者変更のため
- (2) No. 2からNo. 5までの小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 2年 7月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 8月13日から同年12月14日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年12月14日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 2年 8月13日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ左京山店

名古屋市緑区四本木 530番 ほか23筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所	
1	マックスバリュ中部(株)	代表取締役 鈴木 芳知	名古屋市中区錦一丁目18番22号	マックスバリュ東海(株)	代表取締役 神尾 啓治	浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地 1	令和元年9月1日
2	ウエルシア薬局(株)	代表取締役 水野 秀晴	東京都千代田区外神田二丁目 2番15号	変更なし	代表取締役 松本 忠久	変更なし	平成31年3月1日

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更した理由

(1) No. 1の小売業者については、合併に伴う名称及び住所並びに代表者変更

のため

(2) No. 2の小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

令和 2年 7月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 8月13日から同年12月14日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年12月14日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年8月13日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ千代田店

名古屋市中区千代田四丁目1301番地

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)大丸松坂屋百貨店	代表取締役 好本 達也	東京都江東区木場二丁目18番11号	変更なし	代表取締役 澤田 太郎	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
マックスバリュ中部(株)	代表取締役 鈴木 芳知	名古屋市中区錦一丁目18番22号	マックスバリュ東海(株)	代表取締役 神尾 啓治	浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1

3 変更の日

(1) 設置者については、令和2年5月28日

(2) 小売業者については、令和元年9月1日

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) 小売業者については、合併に伴う名称及び住所並びに代表者変更のため

5 届出の日

令和 2年 7月20日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 8月13日から同年12月14日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年12月14日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年8月13日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ鳴子店

名古屋市緑区鳴子町四丁目1番

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
マックスバリュ中部(株)	代表取締役 鈴木 芳知	名古屋市中 区錦一丁目 18番22号	マックスバリュ東海(株)	代表取締役 神尾 啓治	浜松市東区 篠ヶ瀬町 1295番地 1

3 変更の日

令和元年9月1日

4 変更した理由

合併に伴う名称及び住所並びに代表者変更のため

5 届出の日

令和2年7月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 8月13日から同年12月14日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年12月14日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年8月13日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ藤が丘店
名古屋市名東区藤が丘 171番地

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所	
1	マックスバリュ中部(株)	代表取締役 鈴木 芳知	名古屋市中区錦一丁目18番22号	マックスバリュ東海(株)	代表取締役 神尾 啓治	浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地 1	令和元年9月1日
2	(株)しまむら	代表取締役 野中 正人	さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	変更なし	代表取締役 鈴木 誠	変更なし	令和2年2月21日
3	(株)富士カメラ	代表取締役 柴田 義廣	名古屋市名東区藤が丘171	—	—	—	平成30年7月1日

3 変更の日

上記2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1の小売業者については、合併に伴う名称及び住所並びに代表者変更のため
- (2) No. 2の小売業者については、代表者変更のため
- (3) No. 3の小売業者については、退店のため

5 届出の日

令和 2年 7月22日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 2年 8月13日から同年12月14日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 2年12月14日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 2年 8月14日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和 2年 8月20日（木）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第44号議案 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について

第45号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について

第46号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第47号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第48号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第49号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第50号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

第51号議案 農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について

名古屋市農業委員会事務局農政課